

# 兵庫県公報

平成24年3月27日 火曜日 第2374号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	3
○ 平成24年度第1回危険物取扱者試験の実施（消防課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	6
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 県営土地改良事業の換地処分（同）	7
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定の解除予定（同）	8
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	12
○ 昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の一部改正（同）	13
○ 昭和48年兵庫県告示第544号の34（悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定）の一部改正（同）	13
○ 昭和52年兵庫県告示第2265号の2（振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の一部改正（同）	13
○ 昭和52年兵庫県告示第2265号の5（振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間）の一部改正（同）	13
○ 平成8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部改正（同）	13
○ 平成11年兵庫県告示第566号（騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）の一部改正（同）	14
○ 平成12年兵庫県告示第529号の5（自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 平成19年兵庫県告示第308号（公共用水域が該当する水域類型の指定）の一部改正（同）	14
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	14
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	14
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	15
○ 同 上（同）	15
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	17
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	17
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	18
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	18
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	18
○ 土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	19

公 告

- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課） ..... 19
- 同 上（同） ..... 19
- 同 上（同） ..... 20
- 大規模小売店舗の変更に関する届出（阪神南県民局） ..... 20
- 入札公告（県立工業技術センター） ..... 22
- 同 上（同） ..... 24
- 同 上（同） ..... 26
- 同 上（同） ..... 29
- 同 上（同） ..... 31
- 同 上（同） ..... 33

収用委員会告示

- 公示送達 ..... 35
- 同 上 ..... 35
- 同 上 ..... 36
- 同 上 ..... 36
- 同 上 ..... 36
- 同 上 ..... 37
- 同 上 ..... 37
- 同 上 ..... 37
- 同 上 ..... 38
- 同 上 ..... 38
- 同 上 ..... 38
- 同 上 ..... 39
- 同 上 ..... 39
- 同 上 ..... 39
- 同 上 ..... 39
- 同 上 ..... 40
- 同 上 ..... 40
- 同 上 ..... 40
- 同 上 ..... 41
- 同 上 ..... 41
- 同 上 ..... 41
- 同 上 ..... 42
- 同 上 ..... 42
- 同 上 ..... 42
- 同 上 ..... 43
- 同 上 ..... 43
- 同 上 ..... 43
- 同 上 ..... 43
- 同 上 ..... 44
- 同 上 ..... 44
- 同 上 ..... 44
- 同 上 ..... 45
- 同 上 ..... 45
- 同 上 ..... 45
- 同 上 ..... 46
- 同 上 ..... 46
- 同 上 ..... 46
- 同 上 ..... 47
- 同 上 ..... 47
- 同 上 ..... 47
- 同 上 ..... 47
- 同 上 ..... 48
- 同 上 ..... 48

教育委員会規則

- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 48

○ 兵庫県立図書館利用規則の一部を改正する規則 .....	49
正 誤	
○ 平成23年 3月31日付け兵庫県公報第10号外中 .....	49

公布された法令のあらまし

◎公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律におけるへき地教育振興法の一部改正により、へき地学校等について文部科学省令で定める基準を参酌して定めるものとされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 へき地手当の対象となる学校等の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立図書館利用規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）

県民サービスの充実を図るため、兵庫県立図書館の開館時間、休館日等について、より柔軟な運用ができるよう所要の整備を行うこととした。

告 示

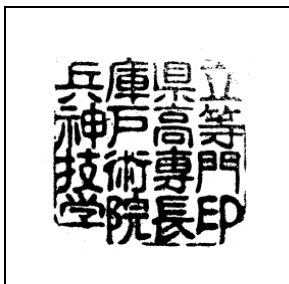
兵庫県告示第361号

1に掲げる公印を平成24年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成24年4月1日からその使用を開始する。

平成24年 3月27日

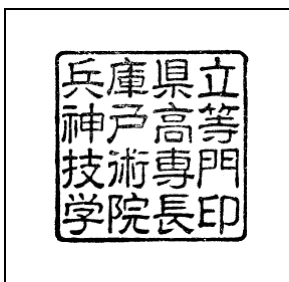
兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県立神戸高等技術専門学院長印

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県立神戸高等技術専門学院長印



兵庫県告示第362号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 試験日時

平成24年 6月17日（日）

甲種危険物取扱者試験	午後 1時から午後 3時30分まで
乙種第 4類以外の乙種危険物取扱者試験	午後 1時から午後 3時まで
乙種第 4類危険物取扱者試験	午前10時から正午まで及び午後 1時から午後 3時まで
丙種危険物取扱者試験	午後 3時45分から午後 5時まで

## 2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神 戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通 2丁目 1—63
姫 路	兵庫県立大学姫路書写キャンパス	姫路市書写2167
西 宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町 6—42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902— 4
豊 岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660— 5
篠 山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403— 1
洲 本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山 2丁目 8—65

## 3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験  
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第 1項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験  
危険物の規制に関する規則第55条第 2項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験  
危険物の規制に関する規則第55条第 3項に定める科目

## 4 試験科目の一部免除

- (1) 危険物の規制に関する規則第55条第 5項に定める科目
- (2) 危険物の規制に関する規則第55条第 6項に定める科目
- (3) 危険物の規制に関する規則第55条第 7項に定める科目

## 5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の 3第 4項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

## 6 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

## (1) 書面申請

## ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において、平成24年 4月初旬から配布する。

## イ 受付期間

平成24年 4月24日（火）から同年 5月 8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9時から午後 5時までの間に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等、送達確認可能な方法で送付すること（平成24年 5月 8日（火）の消印有効）。

## ウ 提出先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

## (2) インターネット申請

## ア 申請方法

受付期間内に財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）か

ら申請に必要な事項の入力等を行い送信する。

イ 受付期間

平成24年 4月21日（土）午前9時から同年5月5日（土）午後5時まで

(3) 手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

なお、受験願書受付後は手数料の返還はしない。

7 可否の発表

合格者の受験番号を平成24年7月9日（月）頃に財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に掲示するとともに受験者全員に郵便で可否を通知する。

8 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4-2

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 国府平野土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	菅 村 治津夫	豊岡市日高町堀426番地
同	米 口 誠 司	同 市日高町池上336番地
同	竹 中 悦 夫	同 市日高町松岡272番地
同	戸 田 勇	同 市日高町土居662番地
同	竹 馬 保	同 市日高町府市場723番地
同	井 垣 勝	同 市日高町府中新89番地の1
同	船 津 正 廣	同 市日高町野々庄208番地
同	上 倉 勝	同 市日高町西芝384番地
同	坂 本 正 明	同 市日高町上石261番地
同	武 中 惇	同 市日高町竹貫345番地
同	白 箸 卓 美	同 市日高町藤井163番地
同	一 幡 幸 延	同 市日高町奈佐路81番地の1
同	田 中 積 夫	同 市日高町山本352番地
監 事	谷 本 昇	同 市日高町鶴岡387番地
同	安 田 昇	同 市日高町堀402番地
同	林 敏 昭	同 市日高町西芝496番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	安 田 昇	豊岡市日高町堀402番地
同	竹 中 悦 夫	同 市日高町松岡272番地
同	土 井 康 男	同 市日高町土居392番地の4

同	菅 村 清	同	市日高町府市場408番地
同	藤 原 銀治郎	同	市日高町府中新73番地
同	船 津 正 廣	同	市日高町野々庄208番地
同	上 田 昭 彦	同	市日高町池上339番地
同	原 田 晃	同	市日高町東芝18番地
同	大 植 邦 夫	同	市日高町上石67番地
同	武 中 惇	同	市日高町竹貫345番地
同	長谷川 豊 夫	同	市日高町藤井127番地
同	一 幡 幸 延	同	市日高町奈佐路81番地の1
同	田 中 積 夫	同	市日高町山本352番地
監 事	林 敏 昭	同	市日高町西芝496番地
同	谷 本 昇	同	市日高町鶴岡387番地
同	菅 村 和 弘	同	市日高町府市場346番地

2 吉川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	尾 中 喜 一	三木市吉川町新田933番地の17



兵庫県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市長坂土地改良区	平成24年 3月14日



兵庫県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、次の土地改良区から換地処分を行った旨の届出があった。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名
神戸市深谷土地改良区	深谷地区



兵庫県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成24年 3月13日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業(経営体育成型)	宇原地区	平成24年 3月27日から 同 年 4月16日まで	宍粟市役所



**兵庫県告示第367号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成24年3月12日県営土地改良事業(農地整備事業)青木地区の換地処分をした。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第368号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町下秋里字長野谷512の104、512の111
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長野谷512の111(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第369号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
宍粟市千種町下河野字戌ヶ谷242、242の1、244の1、244の3、244の4、244の6、248から250まで、250の1、251から254まで、259から261まで、263、264、264の1、264の2、265、266の2、266の5から266の12まで、266の14、266の15、266の20、267、268の1、268の2、269、269の1、270から272まで、字竹ノ内241の10、241の11
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字戌ヶ谷242、242の1、244の1・244の6・266の10・266の12・266の20・268の2・271・272（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、244の3、244の4、字竹ノ内241の10・241の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第370号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南あわじ市沼島字沼島山1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第371号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町三原字水山271、272の1から272の5まで、273の1、273の2、274、字向河原谷300から303まで、303の1、304から306まで、307の2、327、329、330、字畑ヶ成1152、1158、字ジャバミ1170、1171の1、1171の2、1172の1、1172の2、1173、字大栃1198、1198の1、1198の2、1198の6、1198の7、1201から1203まで、1203の1から1203の3まで、1204、1205、1208から1212まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）





**兵庫県告示第372号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町川南谷字ヲトシ484、485、487、496
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第373号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区作山字マヽナガレ570の2、570の4、570の68、571、571の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第374号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区作山字北虫谷215の3、216
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第375号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区相岡字深山143の2、143の5から143の7まで、143の20から143の24まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第376号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区味取字島井北平154の1、157から162まで、171、174の1、175の1、字粟谷南平412の2、423から426まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第377号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町久斗山字江谷187
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第378号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町丹土字深山谷1298の1、1298の2・1298の4・1298の7・1298の10（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1298の3、1298の8、1298の9、1298の11
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第379号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町千原字後山1192の3・1192の4・1215の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1214の1、1215の2、1215の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第380号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 バンドー化学株式会社加古川工場  
 加古川市平岡町土山648  
 工場長 田 中 康 則
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 バンドー化学株式会社加古川工場  
 加古川市平岡町土山648
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	0.75m/分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7.9~8.5	3.5~8.9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1.2	1.4
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3.7	4
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	13	16
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1.4	1.9

	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.07未満	0.07未満
	亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	10	20
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.6	1.2

備考 汚水等は公共下水道に放流、又は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 3月27日から同年 4月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



**兵庫県告示第381号**

昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の一部を次のように改正し、平成24年 4月 1日から施行する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「市町」を「町」に、「並びに関係市役所及び町役場」を「及び関係町役場」に改める。  
表洲本市の項から加東市の項までを削る。



**兵庫県告示第382号**

昭和48年兵庫県告示第544号の34（悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年 4月 1日から施行する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「市町」を「町」に、「並びに関係市役所及び町役場」を「及び関係町役場」に改める。  
表洲本市の項から加東市の項までを削る。



**兵庫県告示第383号**

昭和52年兵庫県告示第2265号の2（振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の一部を次のように改正し、平成24年 4月 1日から施行する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「市町」を「町」に、「並びに関係市役所及び町役場」を「及び関係町役場」に改める。  
表洲本市の項から加東市の項までを削る。



**兵庫県告示第384号**

昭和52年兵庫県告示第2265号の5（振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間）の一部を次のように改正し、平成24年 4月 1日から施行する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県民生活部環境局大気課並びに関係市役所及び町役場」を「兵庫県庁及び関係町役場」に改める。



**兵庫県告示第385号**

平成 8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部を次のように改正し、平成24年 4月 1日から施行する。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

別表第6備考1及び別表第7備考1中「市町」を「町」に、「神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市及び宝塚市における」を「市ごとの」に改める。



**兵庫県告示第386号**

平成11年兵庫県告示第566号（騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「並びに関係市役所及び町役場」を「及び関係町役場」に改める。

1から4までを次のように改める。

1 Aの類型を当てはめる地域

- (1) 昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）により指定された地域のうち第1種区域
- (2) 昭和44年兵庫県告示第448号の3により指定された地域のうち第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定に基づく第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）

2 Bの類型を当てはめる地域

昭和44年兵庫県告示第448号の3により指定された地域のうち第2種区域（1に掲げる地域を除く。）

3 Cの類型を当てはめる地域

昭和44年兵庫県告示第448号の3により指定された地域のうち第3種区域及び第4種区域



**兵庫県告示第387号**

平成12年兵庫県告示第529号の5（自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「兵庫県県民生活部環境局大気課並びに関係市役所及び町役場」を「兵庫県庁及び関係町役場」に改める。



**兵庫県告示第388号**

平成19年兵庫県告示第308号（公共用水域が該当する水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

別表中「暫定目標（平成22年度）」を「暫定目標（平成27年度）」に改める。



**兵庫県告示第389号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

平成23年12月1日から平成24年4月20日まで

3 作業地域

加古川市の一部



**兵庫県告示第390号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成23年10月17日から平成24年 1月31日まで
- 3 作業地域  
神戸市全域



**兵庫県告示第391号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 4. 26号房王寺線  
3. 2. 1号山手幹線
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和48年 6月15日から平成24年 3月31日まで  
変更後 昭和48年 6月15日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第392号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 3. 13号山手幹線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成 7年 8月 1 日から平成24年 3月31日まで  
変更後 平成 7年 8月 1 日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第393号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 5. 17号城北線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成13年 1月23日から平成24年 3月31日まで  
変更後 平成13年 1月23日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第394号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 5. 509号新在家線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成20年 4月 8日から平成24年 3月31日まで  
変更後 平成20年 4月 8日から平成26年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第395号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 5. 17号城北線
- 3 事業施行期間



変更前 平成22年 6月15日から平成27年 3月31日まで  
 変更後 平成22年 6月15日から平成29年 3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第396号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年 3月27日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西宮宝塚線	宝塚市高司5丁目5番1から 同市高松町141番7まで	旧	12.0から 14.0まで	53.0	
		新	12.0から 37.0まで	53.0	
県道 生瀬門戸荘線	宝塚市小林4丁目110番4から 同市小林4丁目123番1まで	旧	16.0から 20.0まで	26.0	
		新	16.0から 39.0まで	26.0	



**兵庫県告示第397号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業加東市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更なし
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

平成21年兵庫県告示第378号の事業地に、加東市下滝野一丁目並びに下滝野三丁目並びに大字下滝野字下ノ山、字奥瀬及び字張町並びに大字新町字町西並びに大字北野字黒深、字垣内、字南垣内、字岸ノ上、字前溝端及び字坂根並びに大字穂積字岩見方、字松ノ上、字堀池及び字竹ノ下並びに大字河高字中川原及び字焼山の一部地内を追加する。



**兵庫県告示第398号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
福崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画下水道事業福崎町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成7年1月20日から平成25年3月31日まで  
変更後 平成7年1月20日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成18年兵庫県告示第957号の事業地に神崎郡福崎町南田原字寺居、字山ノ下、字東片山及び字下向イ田の一部地内を追加する。
  - (2) 使用の部分  
平成18年兵庫県告示第957号の事業地に神崎郡福崎町西治字二反田、字後家屋敷筋、字茶ノ木筋、字東河原及び字江橋並びに南田原字寺居、字山ノ下、字東片山及び字下向イ田の一部地内を追加する。



**兵庫県告示第399号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社ライフデザインオフィス
- 2 代表者氏名 大 西 敏 之
- 3 事務所所在地 神戸市兵庫区塚本通6―1―6
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(2)第10786号
- 5 免 許 年 月 日 平成19年12月18日



**兵庫県告示第400号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社エル・ビー  
代表者の氏名 李 貴 子  
住所 神戸市中央区下山手通2丁目1番13号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 M. A R E N A 垂水店  
所在地 神戸市垂水区多聞町字小東山868―9ほか6筆

- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課  
縦覧期間 平成24年 3月27日から同年 4月 9日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成24年 3月27日から同年 4月 9日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第401号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により、上郡町竹万土地区画整理組合の解散を平成24年 3月14日に認可した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**公 告**

**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市上比延町字下掛り1327番 5 の一部
- 2 工事を完了した公共施設  
道路、下水道
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西脇市郷瀬町605番地  
西脇市長 來 住 壽 一  
大阪市中央区南本町 2 丁目 3 番12号  
光洋機械産業株式会社 代表取締役 山 口 久 一
- 4 許可年月日及び許可番号  
平成23年11月14日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 -16号（23西脇）



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市大村字城ノ前520番、521番、522番 1 の一部、522番 3、524番 1、525番 1 の一部、529番 3 から529番 5 まで、531番 1、531番 2、531番 2 地先水路、532番 3、533番 3 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市中央区磯上通四丁目 1 番 6 号  
大和リース株式会社神戸支店 支店長 辰 巳 和 平
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年 2月24日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 -15- 2 号（23三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市涼風町1番1
- 2 開発行為に係る協議が成立した者の住所及び氏名又は名称  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介
- 3 協議成立年月日  
平成23年 4月28日



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 3月27日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コープ武庫之荘  
所在地 尼崎市武庫之荘一丁目153番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 生活協同組合コープこうべ  
代表者の氏名 本 田 英 一  
住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目 3 番19号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 生活協同組合コープこうべ  
代表者の氏名 浅 田 克 己  
住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目 3 番19号
    - イ 変更後  
名称 生活協同組合コープこうべ  
代表者の氏名 本 田 英 一  
住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目 3 番19号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	代表者の氏名	住所
生活協同組合コープこうべ	浅 田 克 己	神戸市東灘区住吉本町1—3—19
有限会社岸本産業	岸 本 昌 泰	芦屋市松浜町12—10
株式会社北海	田 鍋 郁 夫	神戸市灘区大石南町2—2—2
外2者		
    - イ 変更後
 

名称	代表者の氏名	住所
生活協同組合コープこうべ	本 田 英 一	神戸市東灘区住吉本町1—3—19
有限会社岸本産業	岸 本 昌 泰	芦屋市松浜町12—10
五十嵐 勉		尼崎市武庫之荘1—36—13

- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - ア 変更前  
2,613平方メートル
    - イ 変更後  
1,412平方メートル
  - (4) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
132台
    - イ 変更後  
56台
  - (5) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
110台
    - イ 変更後  
76台
  - (6) 荷さばき施設の面積
    - ア 変更前  
118平方メートル
    - イ 変更後  
117平方メートル
  - (7) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
58.3立方メートル
    - イ 変更後  
9.0立方メートル
  - (8) 駐車場の自動車の出入口の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
  - (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ア 変更前  
午前7時から午後8時まで
    - イ 変更後  
午前6時から午後8時まで
- 4 変更年月日
- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成23年6月14日
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成23年6月14日ほか
  - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
平成25年4月1日
  - (4) 駐車場の位置及び収容台数  
平成25年4月1日
  - (5) 駐輪場の位置及び収容台数  
平成25年4月1日
  - (6) 荷さばき施設の面積  
平成25年4月1日
  - (7) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
平成25年4月1日
  - (8) 駐車場の自動車の出入口の位置  
平成25年4月1日
  - (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
平成25年4月1日

- 5 届出年月日  
平成24年 3月 9日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年 3月27日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年 7月30日
  - (2) 提出先  
阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課  
〒662-0854 西宮市櫛塚町 2番28号

~~~~~

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成24年 3月27日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
MEMS描画システム（未使用品） 一式
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成24年12月28日（金）
  - (4) 納入場所  
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町 3丁目 1番12号
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 申込書・入札書の提出等
  - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3丁目 1番12号  
兵庫県立工業技術センター総務課 担当 大山  
電話（078）731-4192

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年3月27日（火）から同年4月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年4月27日（金）午後1時30分 兵庫県立工業技術センター内産業技術センター棟6階 第3研修室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年4月26日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- 4 入札者に求められる義務
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成24年4月10日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。  
応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年4月25日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件
- ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年5月11日（金）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約に関する条件  
本調達は、平成24年度予算の成立を条件とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Mask design and direct-writing exposure equipments for fabricating MEMS devices (brand-new) 1set
- (3) Delivery period: December 28, 2012
- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 April 10, 2012
- (6) Deadline for tender:  
13:30 April 27, 2012 by direct delivery  
17:00 April 26, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Oyama, Management Division, General Affairs Department,  
Hyogo Prefectural Institute of Technology, 3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe Hyogo 654-0037  
TEL (078) 731-4192



### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 3月27日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
MEMS 露光システム（未使用品） 一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成24年12月28日（金）
- (4) 納入場所  
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町 3丁目 1番12号
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿



に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号  
兵庫県立工業技術センター総務課 担当 大山  
電話 (078) 731-4192
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年3月27日(火)から同年4月10日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年4月27日(金)午後2時 兵庫県立工業技術センター内産業技術センター棟6階 第3研修室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年4月26日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成24年4月10日(火)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。  
応札予定機種の仕様書(本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。)及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類(様式は任意)
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年4月25日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年5月11日(金)までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
 

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
 

要作成
- (7) 落札者の決定方法
 

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約に関する条件
 

本調達は、平成24年度予算の成立を条件とする。
- (9) その他
 

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Lithographic exposure equipments for fabricating MEMS devices (brand-new) 1set
- (3) Delivery period: December 28, 2012
- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 April 10, 2012
- (6) Deadline for tender:  
14:00 April 27, 2012 by direct delivery  
17:00 April 26, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Oyama, Management Division, General Affairs Department,  
Hyogo Prefectural Institute of Technology, 3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe Hyogo 654-0037  
TEL (078) 731-4192



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 3月27日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
MEMS デバイス化検査システム（未使用品） 一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限

平成24年12月28日（金）

(4) 納入場所

兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

兵庫県立工業技術センター総務課 担当 大山

電話 (078) 731-4192

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年3月27日（火）から同年4月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年4月27日（金）午後2時30分 兵庫県立工業技術センター内産業技術センター棟6階 第3研修室

- (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年4月26日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成24年4月10日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年4月25日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年5月11日(金)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約に関する条件

本調達は、平成24年度予算の成立を条件とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Inspection tools for fabricated MEMS devices (brand-new) 1set

## (3) Delivery period: December 28, 2012

## (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 10, 2012

## (6) Deadline for tender:

14:30 April 27, 2012 by direct delivery

17:00 April 26, 2012 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Oyama, Management Division, General Affairs Department,

Hyogo Prefectural Institute of Technology, 3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe Hyogo 654-0037

TEL (078)731-4192

~~~~~

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 3月27日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

**1 調達内容****(1) 調達物品及び数量**

光機能素子作製・評価装置（未使用品） 一式

**(2) 調達物品の特質等**

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

**(3) 納入期限**

平成24年 9月28日（金）

**(4) 納入場所**

兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町 3丁目 1番12号

**(5) 入札方法**

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 申込書・入札書の提出等**

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3丁目 1番12号

兵庫県立工業技術センター総務課 担当 大山

電話（078）731-4192

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年 3月27日（火）から同年 4月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年 4月27日（金）午後3時 兵庫県立工業技術センター内産業技術センター棟 6階 第3研修室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年 4月26日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

**4 入札者に求められる義務**

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成24年 4月10日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年4月25日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年5月11日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約に関する条件

本調達は、平成24年度予算の成立を条件とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Holographic optical element trial production system (brand-new) 1set

(3) Delivery period: September 28, 2012

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 April 10, 2012
- (6) Deadline for tender:  
15:00 April 27, 2012 by direct delivery  
17:00 April 26, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Oyama, Management Division, General Affairs Department,  
Hyogo Prefectural Institute of Technology, 3-1-12 Yukihira-cho, Suma-ku, Kobe Hyogo 654-0037  
TEL (078) 731-4192



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 3月27日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北村新三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
集束イオンビーム加工装置（未使用品） 一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成24年 9月28日（金）
- (4) 納入場所  
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号  
兵庫県立工業技術センター総務課 担当 大山  
電話（078）731-4192
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年3月27日（火）から同年4月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年4月27日（金）午後3時30分 兵庫県立工業技術センター内産業技術センター棟6階 第3研修室

## (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年4月26日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成24年4月10日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年4月25日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年5月11日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。



- (8) 契約に関する条件  
本調達は、平成24年度予算の成立を条件とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Focused ion beam (FIB) system(brand-new) 1set
- (3) Delivery period: September 28, 2012
- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 April 10, 2012
- (6) Deadline for tender:  
15:30 April 27, 2012 by direct delivery  
17:00 April 26, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Oyama, Management Division, General Affairs Department,  
Hyogo Prefectural Institute of Technology, 3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe Hyogo 654-0037  
TEL (078)731-4192



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成24年 3月27日

契約担当者  
兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
電気・電子特性評価装置（未使用品） 一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成24年 9月28日（金）
- (4) 納入場所  
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町 3丁目 1番12号
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

兵庫県立工業技術センター総務課 担当 大山  
電話 (078) 731-4192

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年3月27日(火)から同年4月10日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年4月27日(金) 午後4時 兵庫県立工業技術センター内産業技術センター棟6階 第3研修室

- (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年4月26日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成24年4月10日(火)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書(本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。)及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類(様式は任意)

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年4月25日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年5月11日(金)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約に関する条件

本調達は、平成24年度予算の成立を条件とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Electrical and electronic properties evaluation equipment (brand-new) 1set

(3) Delivery period: September 28, 2012

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 10, 2012

(6) Deadline for tender:

16:00 April 27, 2012 by direct delivery

17:00 April 26, 2012 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Oyama, Management Division, General Affairs Department,

Hyogo Prefectural Institute of Technology, 3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe Hyogo 654-0037

TEL (078) 731-4192

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第2号

公示送達

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 井 筒 謙 輔

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第1号（明）第1号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



兵庫県収用委員会告示第3号

公示送達

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 大 橋 健 志

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第1号（明）第1号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第4号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 野 竿 道 広

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第1号（明）第1号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第5号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 松 本 茜

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第1号（明）第1号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第6号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 稲 垣 蘭

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用

委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第7号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 王平地 美 穂

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第8号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 大 橋 健 志

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第9号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 管 信 子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第10号**

**公示送達**

送達受けるべき者

住所 不 明

氏名 管 辺 瑠

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第11号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 管 蘭

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第12号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 管 怜 王

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第13号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 坂 永 年 弘

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

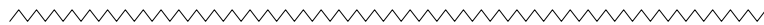
記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第14号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 佐々木 克 之

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第15号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 高 井 省 三

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第16号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 田 尻 より子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第17号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 中 野 照 雄

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第18号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 藤 原 隆 弘

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第19号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 前 田 飛 車

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。



記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされ  
れます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



兵庫県収用委員会告示第20号

公示送達

送達を受けるべき者

住所 不 明  
氏名 前 田 姫

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用  
委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなさ  
れます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



兵庫県収用委員会告示第21号

公示送達

送達を受けるべき者

住所 不 明  
氏名 前 田 丸

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用  
委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなさ  
れます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



兵庫県収用委員会告示第22号

公示送達

送達を受けるべき者

住所 不 明  
氏名 前 田 芽々

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用  
委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなさ  
れます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第23号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 前 田 龍

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第24号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 前 田 蓮 音

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第25号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 前 田 美 紀

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第26号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 水 谷 賢 夫

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

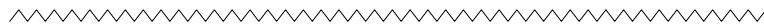
記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第27号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 水 谷 初 子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第28号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 村 上 慎 治

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第29号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 森 健 翔

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第30号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 森 輝 衣

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第31号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 森 久 容

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第32号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 森 庸 夫

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされ  
れます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



兵庫県収用委員会告示第33号

公示送達

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 安 井 尚 子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用  
委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなさ  
れます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



兵庫県収用委員会告示第34号

公示送達

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 安 田 真 史

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用  
委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなさ  
れます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



兵庫県収用委員会告示第35号

公示送達

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 山 田 浩 美

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用  
委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなさ  
れます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第36号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 湯 浅 一 郎

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

**記**

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第2号（明）第2号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第37号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 飯 塚 忠 志

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

**記**

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第3号（明）第3号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第38号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 梅 原 実

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

**記**

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第3号（明）第3号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第39号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 大 橋 進

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第3号（明）第3号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第40号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 大 橋 良 一

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第3号（明）第3号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第41号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明

氏名 菅 沼 千幸子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第3号（明）第3号案件関係）

（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第42号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明  
氏名 樋 下 一 枝

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第3号（明）第3号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第43号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明  
氏名 樋 下 宗 八

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第3号（明）第3号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭



**兵庫県収用委員会告示第44号**

**公示送達**

送達を受けるべき者

住所 不 明  
氏名 樋 下 和 枝

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成24年 3月26日付け権利取得及び明渡裁決書（平成23年度（権）第3号（明）第3号案件関係）  
（注意） 上記書類を受領しないときは、平成24年 4月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭

**教 育 委 員 会 規 則**

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月27日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

**兵庫県教育委員会規則第5号**

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の定める基準による」を「に定める基準を参酌する」に改める。

別表へき地学校の款1級の項姫路市の目中「家島高等学校」の下に「家島学校給食センター」を加え、同項神崎郡神河町の目を削り、同項宍粟市の目中「千種南小学校」及び「千種北小学校」を「千種小学校」に改め、同項美方郡新温泉町の目中「奥八田小学校」を削る。

別表準へき地学校の款美方郡新温泉町の目中「八田小学校」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



兵庫県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

兵庫県教育委員会

委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第6号

兵庫県立図書館利用規則の一部を改正する規則

兵庫県立図書館利用規則（昭和51年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第2項中「教育長」を「館長」に改める。

第4条第1項第4号中「春季に」を削り、「兵庫県立図書館長（以下「館長」という。）」を「館長」に改め、同条第2項中「教育長」を「館長」に改める。

第8条第1項第1号中「第180号」を「第118号」に、同項第3号中「昭和24年」を「昭和22年」に、「第150号」を「第26号」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

正 誤

○平成23年3月31日付け（兵庫県公報第10号外）  
兵庫県規則第22号（行政組織規則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	下から1	第5条の2第1項の表防災企画局の款防災計画課の項中「危機管理係」を削り	第5条の2第1項の表教育・情報局の款を削り、防災企画局の款防災計画課の項中「危機管理係」を削り
7	下から24	第71条の表河川審議会の項中「県土整備部土木局河川整備課河川計画室」を「県土整備部土木局総合治水対策課」に改める。	第71条の表河川審議会の項中「県土整備部土木局河川整備課河川計画室」を「県土整備部土木局総合治水課」に改める。